

【事案 I – 2】解約の取消、契約者変更及び地震共済金支払請求

・2025年8月18日 裁定終了

＜事案の概要＞

申立人の父が2005年2月に契約し、2009年4月に契約者を申立人に変更した地震保障付火災共済（以下「火災共済」という）契約について、2013年1月に父が行った申立人から父への契約者変更および同年2月の父による解約はいずれも無効であり、併せて2024年の地震に係る共済金の支払いを求めるのに対して、被申立人は、この契約の申込手続や掛金負担は全て父が行っていることから、契約者変更および解約は全て有効と主張したもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

契約者を申立人の父から申立人本人の名義に戻すとともに解約を取り消し、併せて地震共済金を支払え、という判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024年の地震により家屋全壊となり被申立人に火災共済契約について問い合わせたところ、2013年1月に契約者の名義が申立人から父に変更されており、また同年2月に解約手続きがなされ解約返戻金が父の口座へ振込済となっている旨、被申立人から回答があった。
- (2) 申立人は名義変更の申込みは行っていないため当時の申込書の写しを確認したところ、筆跡が申立人と相違しているので被申立人に対し無効の主張をした。経過を確認したところ、父から被申立人に今後の共済掛金の支払いは難しいと相談があり、被申立人担当者が父の自宅を訪問して対応したとの回答があった。
- (3) その後被申立人から書面通知があり、契約者ではない家族にも一定の代理権があるとの記載もあったが、誰から代理権の委任があったのか不明確で、父が申立人に無断で名義変更を行った事実は変わらず、父による名義変更と解約は容認できない。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

本件申立てには、いずれも応じられない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 2013年1月の契約者・被共済者変更手続きは、申立人の父から申込書等の関係書類が提出されており、本件契約の締結およびその後の契約者の名義変更等全て手続きを申立人の父が行っていたことからすれば、火災共済の対象物件を同じく住所とする申立人の父がその権限を有していたと考えて処理することに遺脱はなく、申立

人が申立人の父に包括的代理権を授与していたものと考えることができる。

(2) 本件契約の契約者の名義の変更手続きがなされたのは 2013 年 1 月、解約手続きがなされたのは同年 2 月であり、申立人が被申立人に問合せをしたのは、その後 11 年余を経過した 2024 年である。従って、仮に申立人が何らかの債権を有していたとしても、その債権を主張することができたときから 10 年を経過していることにより、改正前の民法 167 条 1 項を援用して当該債権の消滅を主張する。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件契約に係る諸手続・掛金負担は契約締結以来すべて申立人の父が行っていたこと、本件建物は申立人の父の亡父の遺産であるが遺産分割協議の前から実質的には申立人の父が火災共済の墳補対象利益であるその専属的使用収益の利益を享受していたこと、および申立人は本件契約の諸手続に関与したことは一切なく、本件契約に関して申立人が被申立人に接触したのは本件建物が 2024 年の地震により全壊して 9 か月余が経過した後であること等に照らせば、本件契約の共済契約者は、契約締結から解約申込までの全期間を通じて、申立人の父であったと認定することができる。よって申立人の父による 2013 年 1 月の契約名義変更および同 2 月の解約申込は有効であり、本件契約は同申込に基づいて解約されたと解されるため、申立人の本件申立は理由がない。